

業務委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和5年8月16日

奈良県
知事 山下真

1. 業務の概要

(1) 業務名

「(仮称) 奈良公園高度な案内書」制作・活用委託事業業務

(2) 業務の目的

奈良県では、令和4年度に奈良公園の文化的魅力の向上に資する方策として、奈良公園内の社寺関係者や、大学の有識者等の執筆により、奈良公園の文化に関する案内書の原稿を作成した。

本年度は上記により作成した案内書を広く周知し、最大限活用するため、書店における有償頒布用書籍及び、中高生向け冊子を制作する。

(3) 業務の内容

- ① 有償頒布用書籍の制作（紙媒体出版物及び電子出版物）
- ② 中高生向け冊子の制作
- ③ 共通業務

(4) 委託予定金額

9, 322千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する「(仮称) 奈良公園高度な案内書」制作・活用委託事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

2. 参加資格

(1) 参加資格要件

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領及び奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- ④ プロポーザルの参加表明書提出時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定第6条により入札参加資格を取り消され、その処分の日から二年を経過していない者でないこと。
- ⑤ プロポーザルの参加表明書提出時点で、引き続き一年以上営業を営んでいる者
- ⑥ 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、また

は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。

- ⑦ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑧ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑨ 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑩ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑬ ⑩及び⑪に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑭ 同種又は類似の業務を過去10年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

同種業務：地方公共団体等*が発注する書籍の制作業務

類似業務：地方公共団体等が発注する文化イベントの企画、広告業務のうち、有償でチケット等を販売したものまたは無償、有償を問わずパンフレットの作成を実施したもの

※国、地方公共団体、独立行政法人

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課

電話番号 0742-27-8478

(2) 仕様書及び「(仮称)奈良公園高度な案内書制作・活用委託事業業務募集要項

(以下「募集要項」という。)の配布

令和5年8月16日(木)から同年9月8日(金)までの間に、(1)の担当部局で配布するほか、奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課のホームページからダウンロードするものとする。ただし、仕様書別紙1については、有償頒布を想定した書籍の内容に係るもののため、(1)の担当部局に別添の「誓約書」を持参したのに対してのみ貸与することとする。

(3) 参加表明書、企画提案書等の提出

募集要項に示すところによる。

(4) 質問の受付等

募集要項に示すところによる。

5. 受託者の選定

募集要項に示すところによる。

6. その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) その他については募集要項及び仕様書に示すところによる。

以上

誓約書

奈良県知事 山下 真 殿

私は「(仮称) 奈良公園高度な案内書」制作・活用委託事業業務の公募型プロポーザルの参加検討をするため、「(仮称) 奈良公園高度な案内書」制作・活用委託事業業務仕様書別紙1 (以下、「別紙1」という。) の貸与を受けるにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

記

1. 私は、別紙1については、「(仮称) 奈良公園高度な案内書」制作・活用委託事業業務の公募型プロポーザルの参加検討以外の目的で使用しません。
2. 私は、別紙1の内容について「(仮称) 奈良公園高度な案内書」制作・活用委託事業業務の公募型プロポーザルの参加検討する期間中はもとよりその後も、奈良県の承諾なしに、第三者に開示漏洩しません。
3. 私は、別紙1の内容について、他の媒体以外への記録を含む一切の複写及び複製を行いません。
4. 私は、別紙1の内容について、その一部を改変したものも含め、奈良県の許諾なしにその一切を公表しません。
5. 私は、別紙1の著作権が奈良県に所在していることを認識した上で、著作権法などの関係法令を遵守するとともに、1～4の内容や法令に違反し、奈良県に損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

以上

令和 年 月 日

(現住所)

(商号又は名称)

(所 属)

(氏 名)

印